平成２４年（フ）第４５２６号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番11号
債務者　谷口　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６６号
東京都町田市金井４丁目18番30号エステートピアさざん202
債務者　中濱千保美（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７４１号
横浜市泉区和泉町2207番地22　マ・シェリ・トロワ101号
債務者　岡部　仁士
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１４号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番20―301号
債務者　藤原　　誠
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６２号
岡山市北区加茂900番地１　２号棟、旧住所岡山市北区門前242番地１　アルバーダＫⅣ203
債務者　奥田　麻衣（旧姓末澤）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６９号
岡山市南区福富西２丁目６番３号　２―221、旧住所岡山市北区加茂999番地２
債務者　藤目　真一
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８４号
岡山市北区奥田２丁目２番２号、住民票上の住所岡山市北区下中野336番地128
債務者　田中　寛千
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２１０４号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　日進香久山花の街５棟504、開始決定時の住所愛知県尾張旭市桜ケ丘町３丁目37番地４
破産者　土井　　実
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８９号
愛知県西尾市中畑２丁目53番地
破産者　スズキ鋳鉄工業株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
三重県志摩市志摩町越賀692番地
破産者　大山　悦夫
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
三重県度会郡南伊勢町礫浦75番地57
破産者　亡青木淳二相続財産
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２０８６号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　大願興産株式会社
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５５５号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　株式会社クリーン・八尾
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１００号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番17号
破産者　株式会社ＦＩＥＬＤ（旧商号明治建物株式会社）
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１３号
大阪府八尾市泉町１丁目137番１号
破産者　有限会社大観ビル
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６８号
岡山市北区島田本町１丁目６番19号、商業登記簿上の本店所在地岡山市北区島田本町２丁目７番14号
破産者　有限会社藤原紙工
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５００号
岡山県赤磐市桜が丘西９丁目４番74号、開始決定時の住所岡山県赤磐市桜が丘西８丁目27番１号
破産者　角田　大介
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
広島県東広島市西条町御薗宇4642番地
破産者　有限会社ウィズ
1　決定年月日　平成24年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部